

○財務省告示第七十八号  
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四  
 年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に  
 規定する中途換金に係る個人向け国債を买入消却  
 したので、その国債の名称等を別表のとおり告示  
 する。

平成二十一年三月二十四日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

合 計	個人向け利付 国債券（変 動・十年）	国債の名称
		記号
七千九 万二十 円百八 七億 十九	七千九 万二十 円百八 七億 十九	総額面金額の
百三千九 九万六十 九十六 千三百八 千五百 九十二 円	百三千九 九万六十 九十六 千三百八 千五百 九十二 円	総買入価額の